

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和８年分）

（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第三（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶		養		親		族	
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	82	千円未満	107	千円未満	143	千円未満	181	千円未満
2.042	82	94	107	250	143	276	181	300
4.084	94	260	250	289	276	321	300	354
6.126	260	309	289	346	321	377	354	405
8.168	309	342	346	373	377	400	405	424
10.210	342	372	373	401	400	426	424	452
12.252	372	402	401	430	426	457	452	484
14.294	402	433	430	463	457	492	484	517
16.336	433	520	463	520	492	525	517	550
18.378	520	605	520	621	525	636	550	651
20.420	605	684	621	705	636	728	651	751
22.462	684	715	705	739	728	764	751	788
24.504	715	752	739	778	764	804	788	830
26.546	752	795	778	821	804	848	830	876
28.588	795	854	821	882	848	910	876	938
30.630	854	922	882	952	910	983	938	1,013
32.672	922	1,318	952	1,342	983	1,367	1,013	1,391
35.735	1,318	1,521	1,342	1,526	1,367	1,526	1,391	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495	千円以上	3,527	千円以上	3,559	千円以上	3,590	千円以上

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族（以下この表において「国外居住親族」といいます。）である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。

								乙	
等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 218	千円 千円未満	千円 251	千円 千円未満	千円 284	千円 千円未満	千円 317	千円 千円未満	千円	千円
218	300	251	304	284	343	317	383	224	千円未満
300	387	304	412	343	438	383	463		
387	431	412	457	438	483	463	508		
431	452	457	479	483	505	508	529		
452	477	479	503	505	527	529	552		
477	509	503	531	527	553	552	578	224	295
509	540	531	564	553	589	578	614		
540	577	564	604	589	630	614	657		
577	666	604	681	630	697	657	708		
666	774	681	798	697	821	708	845		
774	813	798	838	821	862	845	887	295	527
813	856	838	881	862	907	887	933		
856	903	881	930	907	957	933	985		
903	966	930	994	957	1,022	985	1,051		
966	1,044	994	1,074	1,022	1,104	1,051	1,135		
1,044	1,416	1,074	1,440	1,104	1,464	1,135	1,489	527	1,118
1,416	1,555	1,440	1,555	1,464	1,555	1,489	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788		
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622 千円以上		3,654 千円以上		3,685 千円以上		3,717 千円以上			

- 2 1 の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
 - (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号（令和7年4月30日財務省告示第122号改正）第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1 から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。